

思ふべきは陛下。今日には極めて困難であり、我々國民の代表機關たる議會は、
 所々の議會の活動が望ましい。このカ、我々國民の代表機關たる議會は、
 合國に對して、與小俱小のあり、我々國民の代表機關たる議會は、
 總司令部へ御程出下す。は甚だ效果御也。極めて偉大なカ、我々國民の代表機關たる議會は、
 二十日大田洋憲章の、國條國民の自由を表明せし希望と一致せし、我々國民の代表機關たる議會は、
 る、も成せし。との條項に、我々國民の代表機關たる議會は、
 御願はす。次第であり、この名譽の、我々國民の代表機關たる議會は、
 大いに考慮す。この思ふべきは、今日、我々國民の代表機關たる議會は、
 小の陛下、特に御願はす。次第であり、この名譽の、我々國民の代表機關たる議會は、

御承知の如く、神皇正統記、神皇正統記、神皇正統記、神皇正統記、
 く同一であり、何等の差異なく、我々國民の代表機關たる議會は、
 送り、更に地方制度に於て、縣會、市町村、各々、我々國民の代表機關たる議會は、
 あり、今日、我々國民の代表機關たる議會は、

我々國民の代表機關たる議會は、神皇正統記、神皇正統記、神皇正統記、
 あり、今日、我々國民の代表機關たる議會は、
 日本に復歸し、この神皇正統記、神皇正統記、神皇正統記、
 今日、我々國民の代表機關たる議會は、

極めて、我々國民の代表機關たる議會は、
 會中に、我々國民の代表機關たる議會は、
 重大な、我々國民の代表機關たる議會は、
 七重の、我々國民の代表機關たる議會は、

昭和四年二月

在東京神皇正統記人有心

(2) 北海道付原諸島の復歸陳情書目

北海道庁令 第三〇九号
釧路支庁長 岸田利雄

北海道町村會
会 佐々木一三

昭和二十一年六月二十二日午後

昭和二十一年六月二十二日午後

釧路支庁長 岸田利雄

北海道町村會 佐々木一三

西沢の持参の資料

同文の陳情書は英文を併せて

申す。H.Q.に提出してあるとの所を

あつた。

條約局長 西沢

條約局長
法規局長
審議官
事務局長
事務官

外務省

北海道府屬諸島復歸懇請

陳情書

北海道根室小島を日本領土に復歸させるについて

現在ソ聯邦軍占領下にある北海道根室國の一部をなして居る齒舞諸島（色丹、多摩、赤松、水晶、ユリ、アキユリ）の各島及び千島國の内擇捉島並に國後島は日本固有の附屬小島であるから之等の地域が日本國領土に復歸されるにいたるより豫斷する。

理由

一 現在ソ聯邦軍の占領下にある北海道根室半島にある齒舞諸島（色丹、多摩、赤松、水晶、ユリ、アキユリ各島）は北海道本島根室國齒舞村の區域であつて千島列島に加へて居ないところであり且つ色丹島は色丹村一村をなして居る。

二 又これに隣接する千島國諸島の内擇捉島及國後島は一八五四年（安政元年）日本國ロシア國通商條約を以て日本國領土であることを明確に規定し更に之を立證する理由として一八七五年（明治八年）樺太、千島交換條約に於て擇捉島及國後島は交換の對象となつていない即ち同

條約の交換の對象はケリル群島の十八島（ウルツノ島以北の各島）を以て樺太と交換することを規定している。従つて擇捉島及び國後島は日本固有の領土でロシア國から譲り受けたものでない。

三 ボツダム宣言に言ひ千島列島は前記の事實より見てウルツノ島以北の十八小島であつて齒舞諸島及擇捉島、國後島はボツダム宣言に記された千島列島に含まれて居ないものと思つて居る。

四 而も之等諸小島は凡そ二百年以前から日本民族が居住して漁業を經營し父子相傳へること三代乃至六代も相傳へし今日まで一徹自治行政の實施されて居た地域である従つて經濟上に於ても北海道本島と密接不可分の傳統を有して居る。

尙同地域の諸島には異民族の居住した例はない。五 之等諸小島の近海は北海道漁業生産の三分の一（總獲まで）を占めた地域で（北海道は全國水産生産の約三分の一）鮭、鱈、カニ、タラシ、昆布、ホタテ等の重要漁場を日本人のたゞ自給消費上必要の最少限

の地域であるがソ聯邦にては現在漁獲物をあげて居ないことと全世界の漁業生産に協力して居ないことである

六之等諸小島には従前約三千世帯、一万五千人余りが常住したのであるがソ聯邦軍の占領により殆ど其大半は無資力で北海道本島の根室町又は齒舞村に引揚朝夕控呼の間にある島影を眺めて一日も早く日本領に復帰されることを念願して居る

七従前之等諸小島に定住した者が特定の小地域に引揚げて来て居るので漁業を営むにも資力乏しく且つ操業地域も狭く生産も不足なので漁民の生活は極度に困窮して居る

以上の諸點よりこれ等諸小島が復帰すると否とは將來わが日本國の重要問題であるのみならず關係住民の苦難を見るに忍びないのでここに全道住民を代表する我等は重ねて北海道町村會聯合會の議決を運用庶務委員の署名を連ね齒舞諸島及擇捉島並に國後島を日本國領土に復帰せしめらるるよう請和會社の成立にあたり閣下の差別なる御同情と御高配を賜わら

んことを謹んで懇願します

昭和二十四年六月十四日

北海道町村會長 山田 利 忠



外務大臣吉田茂殿

雨龍郡 西龍村 長	雨龍郡 北龍村 長	雨龍郡 沼田町 長	空知郡 奈井江村 長	空知郡 美唄町 長	厚岸郡 太田村 長	釧路郡 昆布坂村 長	川上郡 標茶村 長	釧路郡 釧路村 長	太橋郡 太橋村 長	檜山郡 河村 長	爾志郡 能石村 長	余市郡 大江村 長
松寛 等	青湯 松太 司	山本 幸 司	梅津 省 吾	櫻井 省 吾	阿部 喜之 助	加藤 正 一	千葉 軍 治	泉 宣	西坂 清五 郎	小笠 原才 次郎	針谷 為 次	鳥海 萬 作

北海道廳地方課内
北海道町村會

岩手郡 高別町 長	岩手郡 岩手町 長	蛇田郡 蛇田町 長	蛇田郡 洞爺村 長	有珠郡 徳舞替村 長	向尾郡 向尾村 長	湧井郡 安平村 長	湧井郡 鶴川村 長	湧井郡 厚真村 長	余市郡 余市町 長	余市郡 赤井川村 長	寺井郡 寺井町 長	岩内郡 小澤村 長
進藤 辰 雄	新保 福 為	三橋 竹 一	仁木 政 美	浅利 義 市	磯部 義 光	池田 宗 正	坂本 菊 太郎	安田 正 明	檀谷 徳 太郎	大代 眞 三 郎		

北海道廳地方課内
北海道町村會

南龍郡妹背井村助役	枝幸郡頓別村助役	宗谷郡宗谷村助役	枝幸郡枝幸村助役	紋別郡紋別町長	古宇郡神志内村長	古宇郡古宇村助役	磯谷郡南沢村長	歌來郡歌來村長	島牧郡西島牧村長	磯谷郡磯谷村長	岩内郡前田村長	古平郡古平町長
河本義忠	柴田房治	山本茂	柳田仁吉	大西真平	木村文忠	葛西忠次	高橋千代吉	福田孝治	市川健助	吉田五藏	山本精一	大澤吉三郎

北海道廳地方課内
北海道町村會

歌來郡熱狩村長	岩内郡岩内町長	空知郡三笠町長	札根郡三笠町長	札根郡江別町長	札根郡琴似町長	有珠郡伊達町長	樺小郡江差町長	樺戸郡新十津川村長	空知郡龍川町長	空知郡上川町長	札根郡廣島村長	札根郡手前村長
三坂俊光	清水武夫	宮尾權吉	大久保清太	古川島董平	河本浦助	岡本	谷口太一	島田董	神部俊郎	中川太次郎	中下武雄	菱崎早三郎

北海道廳地方課内
北海道町村會

河内郡茅豆町長	河内郡士悅村長	十勝郡大津村町長	中川郡豊浜村長	中川郡幕別町長	河東郡街影村長	上川郡清水町長	河東郡上境村長	中川郡西足寄村長	島枝郡東島枝村長	夕張郡長沼村長	様似郡様似村長	河内郡浦河町長
大村捷三	吉田市冬良	神田貞雄	佐藤義男	中島國男	加佐利彦	松平信次	鈴木泰助	羽鷹邦吉	神田亭	河内達	沼貝心	鳩崎敏雄

北海道廳地方課内
北海道町村會

河東郡鹿追村長	空知郡使知字町長	空知郡富良野町長	河東郡青丘村長	夕張郡赤足村長	斗野郡豊松村長	虻田郡喜茂別村長	松前郡大澤村長	空知郡東澤町長	空知郡歌志内町長	空知郡赤松町長	空知郡砂川町長	樺戸郡浦臼村長
石塚茂藏	松實三	志東久平	神田柳	三川基吉	佐藤個吉	菊地久治	山本竹藏	小田利雄	大西克雄	三上貫一	三上利雄	友成又六

北海道廳地方課内
北海道町村會

斜里郡小清水村	赤岩郡佐呂間村	赤岩郡若佐村	佃走郡吉岡別村	紋別郡上湧別村	夕張郡由仁村	沙流郡門別村	空知郡北村	河西郡川西村	紋別郡主田桑村	亀田郡成瀬村	千歳郡忠庭村	斜里郡斜里町
藤原	宗	桐	杉	今	多	松	小	佐	北	主	圓	半
原	時	小	本	野	田	本	木	木	野	野	司	澤
敬	治	修	一	七	以	志	義	夫	五	衛	一	松

北海道地方課内
北海道町村會

佃走郡美幌町	佃走郡津別町	茅渚郡森町	亀田郡榎法華村	花咲郡志布村	千歳郡十成町	近藤	勢	中	松	川	小	白
吉次	過	野	坂	島	崎	藤	液	野	坂	島	崎	七
次	男	仁	幹	千	友	吉	男	仁	幹	千	友	七
		吉	太	代	志	上		吉	茂	吉	志	上

北海道地方課内
北海道町村會

(3) 齒舞、千島、南西諸島返還要望

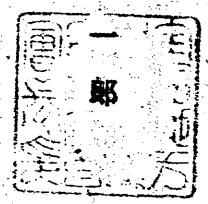
齒舞踏島並千島列島の運搬及南西踏島
復踏方懇請について

先般の知事會議にやける決議に基き別紙の通り齒舞踏島、千島列島及
南西踏島の運搬方連合軍最高司令官宛懇請致しましたので御了承の上
御盡力を御願ひ申上げます

昭和二十五年五月十八日

全南地方自治協議會連合會

會長 東京港加藤 安井 誠



齒舞諸島及び千島列島返還懇請について
北海道東北七縣知事會談において齒舞諸島及び千島列島の返還懇請が
決議されたがこのことはひとり北海道東北地方の住民のみならず全
民の均しく熱望しているところであり講和條約の締結に際してはこれ
ら齒舞諸島及び千島列島を必ずや我が國土として返還せらるゝよう
特別の御配慮を願いたくことに全國知事會談の決議により懇請するも
のである

昭和二十五年五月十日

全國地方自治協議會連合會

會長 東京都知事 安井誠一郎

連合軍最高司令官

ダグラス、マツクアーサー元帥閣下

齒舞諸島及び千島列島返還懇請決議

齒舞諸島及び千島列島はその一部は古くより日本領土で邦人の苦心開發せるところであり一部は明治八年樺太千島交換條約により平和的に我が國の國土となつたものである

終戰迄約二萬の邦人がここを永住の地と定め開發に努力を續け行政的にも經濟的にも我國本土と一体不可分の關係にあつたのである

戰後これら諸島はソヴェート連邦の占領下に置かれて居るがこれら諸島の歸屬は我が國民にとつて最大の關心事でありこれが一日も早く我が國に返還せられることを強く熱望してゐる

ここに北海道及び東北七縣知事會議は住民の輿論に應え聯合國各國の深い御理解と御同情を懇願し齒舞諸島及び千島列島が一日も速かに我が國に返還されるよう懇請するものである

昭和二十五年 月 日

北海道地方自治協議會長

北海道知事 田 中 敏 文

東北七縣自治協議會長

宮城縣知事 佐々木家壽治

南西諸島（吐噶喇群島、奄美群島、沖縄諸島）の復讐懇請について

九州七縣知事より別紙の通り南西諸島の復讐懇請が提案されたがこのことはひとり九州地方の住民のみならず全國民の均しく熱望しているところであるので講和條約締結に際してはこれら南西諸島を我が國土として復讐せらるゝよう特段の御配慮を願いたく茲に全國知事會議の決議により懇請するものであります

昭和二十五年五月 日

全國地方自治協議會連合會
會長 東京都知事 安井誠一郎

連合軍最高司令官

ダグラス・マックアーサー元帥閣下

連合國最高司令官
ダグラス・マックアーサー元帥閣下

北緯三十度を境としそれ以南の南西諸島（吐噶喇群島、奄美群島、沖繩諸島）には現在日本の行政権が及んで居りませんが同地域は元來日本領土でありまして廢藩置縣以來奄美大島以北は鹿兒島縣に編入されまた琉球諸島は沖縄縣となり他の都道府縣と平等共通の自治制度下に自治運用を慣行して來ました従つて吐噶喇、奄美は申すに及ばず沖縄も廣く日本政治への參與權もあり衆議院に五名の議員を送つたのでありますこれら地域の人々は日本復讐が許されずれば日本全國民と共に平和日本文化日本建設に参加協力し得る智力能力ある日本人でありますその他文化經濟とも日本とは數百年の繋りを持つて居り固有の日本でありまして奄美以北の人々は勿論沖縄人大多數の希望はこの關係を無窮に維持したい模様であります日本全國民またこれら同胞と相離れるを好みませんが戰前同様日本の一地方として日本の民主新憲法の保障する自由をこれら地域の人々にも及ぼしたいとの念願切なるもの

がありますこれ血は水よりも濃く同胞を日本に連れ戻したいとの全日本人の自然に發露する人情からでありましてその外に何等の意圖はありませぬ今日の不安定な地位はこれら地域の青少年層に將來への希望を失わしめる實情ともなつています日本語によつてその文化を吸収し日本本土との繋りによつてその經濟的發展も期待することのできるこれら地域の人々があらたな小數民族を形成するよりなことにでもなるならば私共は同胞としてその情においてもまことに忍び得ないものがあります
閣下冀くは日本全國民の純情御諒察の上これら地域の日本復讐につき御高配御盡力を仰ぎたく茲に九州七縣知事一致して御願ひ申上げます

35
参考資料

細目次

(1) イタリア休戦条約および平和条約関係
外交文書

自昭和 年 月

(2) 対日平和問題の経過および現状

自昭和 年 月

(3) ハリ平和会議において表明されたイタリア
政府の見解

自昭和 年 月

自昭和 年 月

自昭和 年 月

自昭和 年 月

自昭和 年 月